

民間の団体・施設との連携等に関する実態調査

令和元年5月13日

文部科学省

民間の団体・施設との連携等に関する実態調査について

1. 調査の目的

不登校児童生徒の支援に当たって、教育委員会・知事部局・国立大学法人及び公立大学法人(以下教育委員会等という。)と民間団体・施設とが連携して取り組んでいる現状等を把握する。

2. 調査時点

平成30年12月

3. 調査対象

都道府県及び市区町村教育委員会、知事部局、国立大学法人、公立大学法人
(計1964)

4. 主な調査事項

- 教育機会確保法成立後の取組
- 教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無
- 連携がある団体・施設の状況(形態、受入対象、活動内容、会費等)
- 連携がある団体・施設に在籍する者の状況(在籍者数、うち出席扱いとなっている者の数等)
- 民間の団体・施設と教育委員会等との連携内容

目次 ①

1	教育機会確保法成立後の取組等	
1-1	不登校児童生徒への支援	4
1-2	教育機会確保法成立後の取組	5
1-3	教育相談体制の整備	6
2	教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無	
2-1	教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無について	7
2-2	民間の団体・施設と連携していない理由	7
3	連携のある民間の団体・施設の概況	
3-1	団体・施設の形態	8
3-2	団体・施設の類型	9
3-3	通所又は宿泊の別	9
3-4	受入対象施設数	10
3-5	在籍児童生徒数	10

目 次 ②

4 活動内容等

4-1	活動内容	11
4-2	学習カリキュラムの有無	12
4-3	学習教材	12
4-4	会費の減免等	13
4-5	その他教育委員会等が行っている経済的支援	13

5 民間の団体・施設と教育委員会等との連携内容

5-1	通っている子供たちへの指導等に関する教育委員会との連携		
5-2	その他の連携	14
		14

1 教育機会確保法成立後の取組等 ①

◇学校以外の機関等で相談・指導を受ける不登校児童生徒に対し、教育委員会等が実施している支援で最も多いものは、「相談・指導を受けることができる学校外の機関等を児童生徒や保護者に情報提供している」で全体の約84%

【1-1 不登校児童生徒への支援】

学校以外の機関等で相談・指導を受ける不登校児童生徒に対し、教育委員会等が実施している支援について

(n=1964)

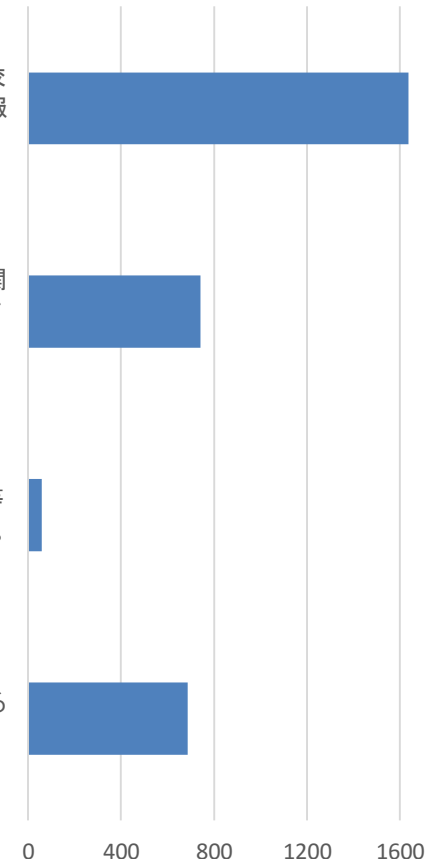
選択肢	回答数
ア 相談・指導を受けることができる学校外の機関等を児童生徒や保護者に情報提供している。	1655
イ 不登校児童生徒が通う学校外の機関等に出向き、児童生徒と面談等を行っている。	764
ウ 不登校児童生徒が学校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。	59
エ 在籍する学校や学級で使用しているプリント資料等を提供している。	715
オ その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・児童相談所・警察・青少年育成センターと連携を図り、生徒だけでなく家庭をサポートできるようにしている。 ・教育委員会と町福祉部局が連携し、児童相談所での心理検査や、医療機関の受診勧奨を行っている。 ・市立図書館内の部屋を活用して、教育相談員が学習支援を行っている。 ・学校以外の機関へも足を運ばない不登校児童生徒に対して、ホームスタディアドバイザーを派遣し、家庭や公共施設などで、一人ひとりに応じた学習・生活・人間関係改善等、学校復帰のきっかけづくりをめざした支援を行っている。 ・不登校生徒の自宅近くの公民館で、在籍校(中学校)の学校教員が空き時間を活用した学習支援を行っている。 	

ア 相談・指導を受けることができる学校外の機関等を児童生徒や保護者に情報提供している。

イ 不登校児童生徒が通う学校外の機関等に出向き、児童生徒と面談等を行っている。

ウ 不登校児童生徒が学校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。

エ 在籍する学校や学級で使用しているプリント資料等を提供している。



※当てはまるものを全て選択

1 教育機会確保法成立後の取組等 ②

◇教育機会確保法の成立後、教育委員会等において新たに取り組んでいることとして最も多いのは、「不登校児童生徒やその保護者に対する学校以外の学習活動の場や支援についての必要な情報の提供」であり、検討しているものとして最も多いのは「教職員に対する研修を通じた教育機会確保法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底」。

【1-2 教育機会確保法成立後の取組】 ※当てはまるものを全て選択

(n=1964)

選択肢	新たに 取り組んだ	割合	検討 している	割合
ア 教育支援センターの新規設置、機能拡充	208	10.6%	270	13.7%
イ 特別の教育課程に基づく教育を行う学校(不登校特例校)の整備	2	0.1%	59	3.0%
ウ 不登校児童生徒の学習状況や心身の状況等を継続的に把握するための体制整備	260	13.2%	239	12.2%
エ 学校以外の場における学習活動等を指導要録上出席扱いとする場合の基準の策定	137	7.0%	255	13.0%
オ 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援	285	14.5%	220	11.2%
カ 不登校児童生徒が登校してきた場合の受入体制の整備(保健室、相談室の活用など)	415	21.1%	136	6.9%
キ 訪問型支援など学校内外で相談・指導を受けていない不登校児童生徒に対する支援の充実	251	12.8%	199	10.1%
ク 不登校児童生徒やその保護者に対する学校以外の学習活動の場や支援についての必要な情報の提供	441	22.5%	187	9.5%
ケ 教職員に対する研修を通じた教育機会確保法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底	315	16.0%	296	15.1%
コ 教育機会確保法の趣旨を児童生徒や保護者に周知するための広報活動	89	4.5%	231	11.8%
サ その他				

- ・県教育委員会が「不登校対策支援チーム」を私学で活用できるようスキームを整備。
- ・市内すべての小中学校で魅力ある学校づくり調査研究事業に取り組んでいる。
- ・適応指導教室の夜間教室を試行。特別支援学級在籍の不登校児童生徒に対する適応指導教室の門戸開放。
- ・適応指導教室の受入れ対象地域を近隣3町まで拡大。
- ・不登校(傾向)児童生徒をもつ親を対象にした座談会の場の設定。 等

1 教育機会確保法成立後の取組等 ③

◇教育相談体制について小・中学校ともに「他の学校と比べ特に違いはない」学校が多いが、配置の工夫としては小学校では「不登校児童生徒の支援のためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を工夫している」、中学校では「スクールカウンセラーを他の学校に比べ多く活用している」が多い。

【1-3 教育相談体制の整備（小学校）】 不登校児童生徒が多く在籍する学校の教育相談体制について回答

※ 複数回答あり (n=1802)

区分	回答数
ア スクールカウンセラーを他の学校に比べ多く活用している。	485
イ スクールソーシャルワーカーを他の学校に比べ多く活用している。	466
ウ 不登校児童生徒の支援のためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を工夫している。	498
エ 他の学校と比べ特に違いはない。	787

【配置の工夫の例】

- ・中学校に配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを必要に応じて小学校に派遣している。
- ・訪問比率の調整をしている。
- ・SC、SSWではないが、「心のケア相談員」を各小学校へ1名配置している。(小学校2校)
- ・不登校児童がいる学校に、スクールカウンセラーを常駐して配置している。また、その学校に、多くスクールソーシャルワーカーが入るように工夫している。

【1-3 教育相談体制の整備（中学校）】 不登校児童生徒が多く在籍する学校の教育相談体制について回答

※ 複数回答あり (n=1802)

区分	回答数
ア スクールカウンセラーを他の学校に比べ多く活用している。	599
イ スクールソーシャルワーカーを他の学校に比べ多く活用している。	513
ウ 不登校児童生徒の支援のためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を工夫している。	522
エ 他の学校と比べ特に違いはない。	718

【配置の工夫の例】

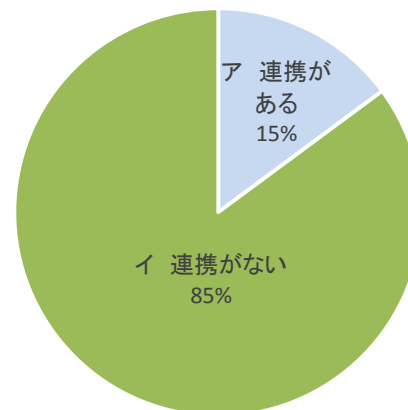
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの勤務日を揃え、その日に校内ケース会議を行っている。
- ・不登校生徒が多く在籍する中学校に、チーフSCを配置している。
- ・不登校生徒の家庭支援が可能な日程での配置を行っている。
- ・不登校が生じやすくなる中学校を拠点校とすることで、小学校より回数を多くしている。
- ・1校に日替わりで5名のカウンセラーを配置している。

2 教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無

◇民間の団体・施設と連携がない教育委員会等が全体の約85%。
 連携していない理由として最も多いのは、「域内に民間の団体・施設がないため」

【2-1 教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無について】

ア ある	290	イ ない	1674
------	-----	------	------



【2-2 連携していない理由】

※当てはまるものを3つ以内で選択

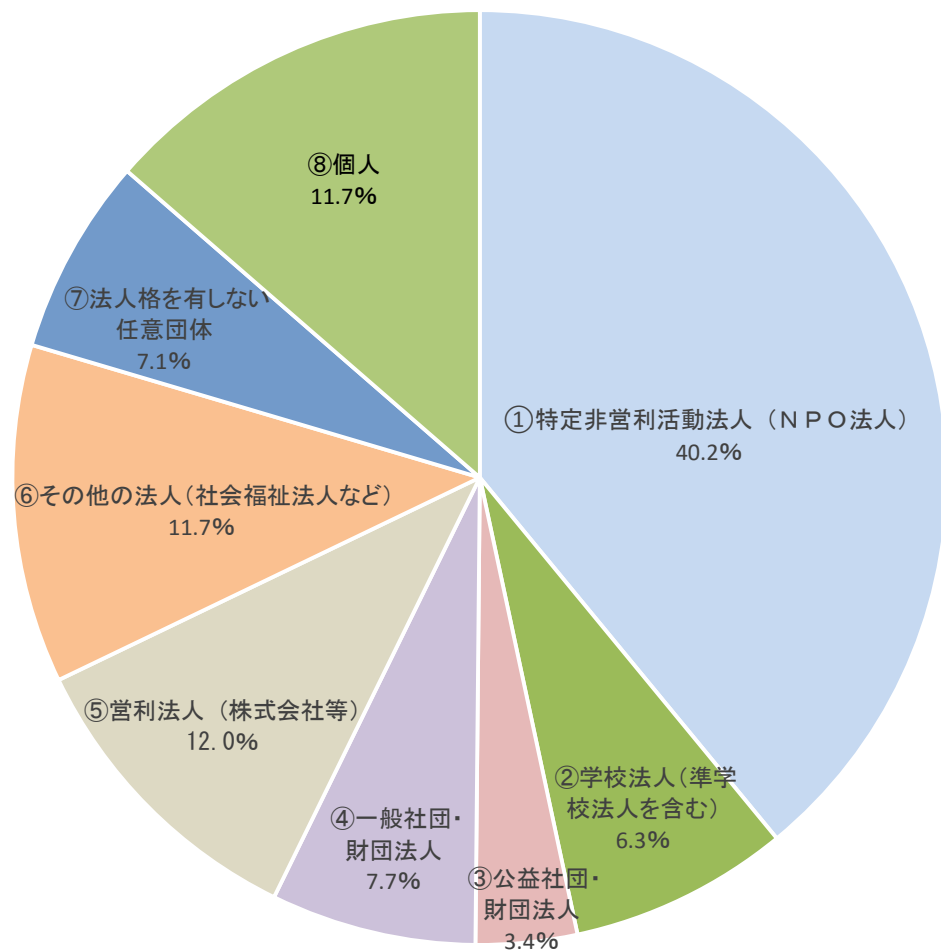
区分	回答数
ア 域内に民間の団体・施設がないため	929
イ 利用を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため	366
ウ 不登校の児童生徒が利用できる施設(教育支援センター等)が他にあるため	857
エ 民間の団体・施設から連携を断られたため	1
オ どのように連携すればよいか分からないため	52
カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO団体ではあるが、費用が高額ということもあり、紹介するにとどめているため。 ・各校(私立学校)で対応しており、今のところ民間の団体・施設との連携を必要としていないため。 ・安心して利用できる施設を見極めることが難しいため。 ・域内の民間の団体・施設を把握していないため。 等

3 連携のある民間の団体・施設の概況 ①

- ◇法人格を有する団体・施設(①～⑥)が約81%で、そのうち特定非営利活動法人(NPO法人)が最も多く全体の約40%
- ◇法人格を有しない任意団体が約7%で、個人で運営する施設は約12%

【3-1 団体・施設の形態】

区分	団体・施設数	割合(%)
①特定非営利活動法人(NPO法人)	141	40.2%
②学校法人(準学校法人を含む)	22	6.3%
③公益社団・財団法人	12	3.4%
④一般社団・財団法人	27	7.7%
⑤営利法人(株式会社等)	42	12.0%
⑥その他の法人(社会福祉法人など)	41	11.7%
⑦法人格を有しない任意団体	25	7.1%
⑧個人	41	11.7%
計	351	



3 連携のある民間の団体・施設の概況 ②

- ◇フリースクール(フリースペースを含む)が約72%で最も多い
- ◇通所形式の団体・施設が約95%

【3-2 団体・施設の類型】

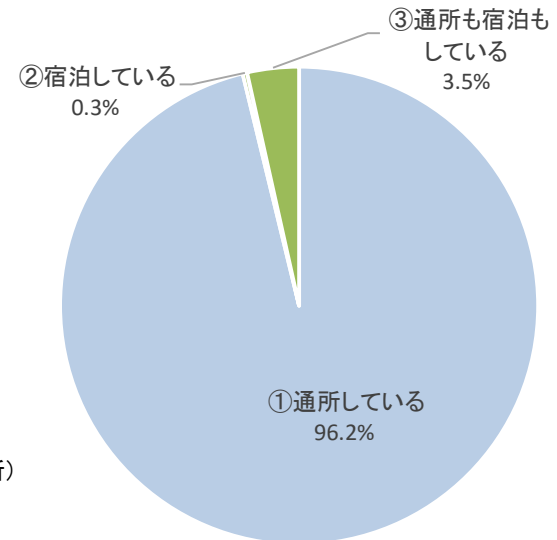
区分	団体・施設数	割合(%)
①フリースクール(フリースペースを含む)(※)	252	71.8%
②親の会	10	2.8%
③学習塾	10	2.8%
④その他特色ある教育を行う施設など	79	22.5%
計	351	

※ ここで言う「フリースクール(フリースペースを含む)」とは、不登校の子供を受け入れることを主な目的とする団体・施設を指す。

【3-3 通所又は宿泊の別】

区分	団体・施設数	割合(%)
①通所している	333	96.2%
②宿泊している	1	0.3%
③通所も宿泊もしている	12	3.5%
計	346	

※ 通所も宿泊もしていないが5箇所(親の会のため話し合いのみ3箇所、インターネットによる学習のみ2箇所)



3 連携のある民間の団体・施設の概況 ③

- ◇在籍する義務教育段階の子供の数は、約2,800人(小学生約960人、中学生約1,850人)
- ◇上記のうち、在籍校で出席扱いとなっている者の割合は、約60%(小学生約45%、中学生約65%)

【3-4 受入対象施設数】

受入児童生徒の区分	男	女
小学生	258	256
中学生	292	285
高校生	175	172
高校に在籍しない15～18歳(高校中退者を含む)	137	133

【3-5 在籍児童生徒数】

	学年別人数(人)							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	その他	計
小学生	71	108	130	198	226	231		964
	うち在籍校で「指導要録上出席扱い」となっている人数							437
中学生	1年	2年	3年	4年以上	単位制			
	438	649	765					1852
	うち在籍校で「指導要録上出席扱い」となっている人数							1206
高校生	168	149	173	9	8			507
	うち在籍校で「指導要録上出席扱い」となっている人数							115
中退者							33	33
その他							120	120

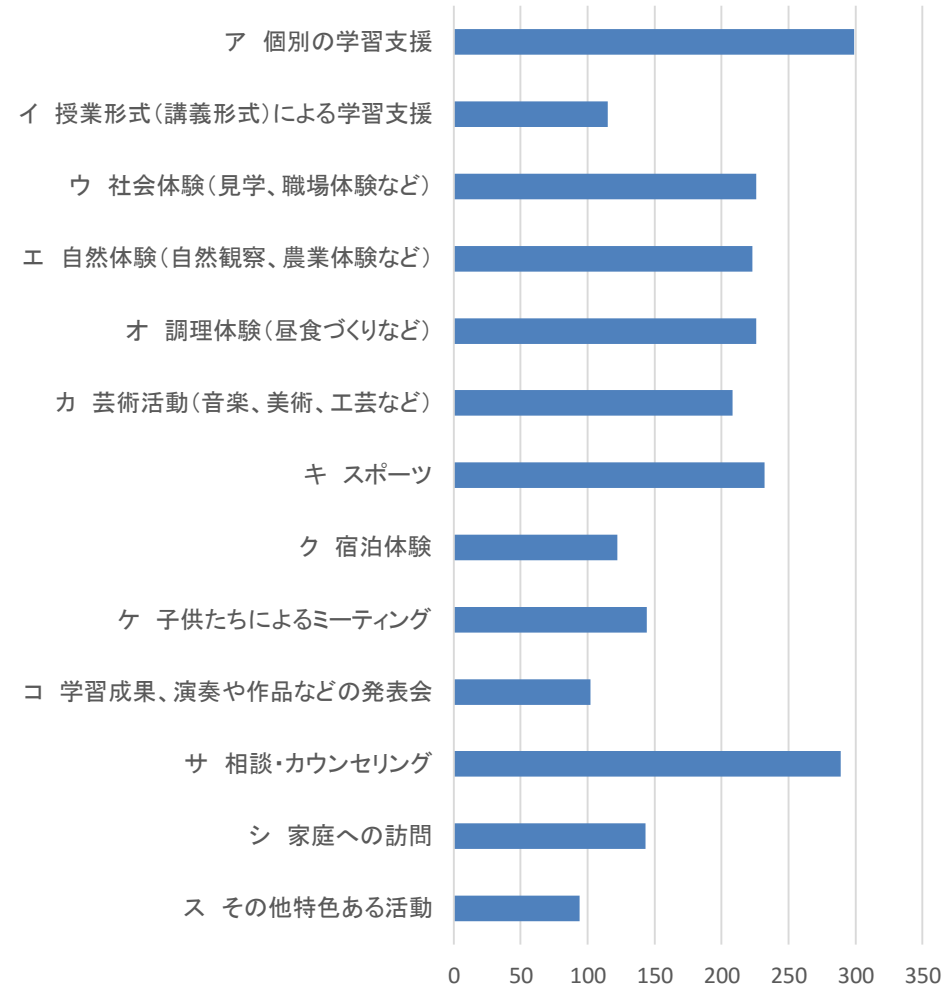
※ その他：高校に在籍しない15～18歳(高校中退者を除く)

4 活動内容等 ①

- ◇個別の学習支援を行っている団体・施設が約85%、授業形式による学習は約33%で実施
- ◇相談・カウンセリングは約82%、家庭への訪問は約41%が実施

【4-1 活動内容】

区分	団体・施設数	実施率 (%) (*1)
ア 個別の学習支援	299	85.2%
イ 授業形式(講義形式)による学習支援	115	32.8%
ウ 社会体験(見学、職場体験など)	212	60.4%
エ 自然体験(自然観察、農業体験など)	223	63.5%
オ 調理体験(昼食づくりなど)	226	64.4%
カ 芸術活動(音楽、美術、工芸など)	208	59.3%
キ スポーツ	232	66.1%
ク 宿泊体験	122	34.8%
ケ 子供たちによるミーティング	144	41.0%
コ 学習成果、演奏や作品などの発表会	102	29.1%
サ 相談・カウンセリング	289	82.3%
シ 家庭への訪問	143	40.7%
ス その他特色ある活動	94	26.8%



※ 複数回答あり

*1 団体・施設数(351箇所)に占める割合

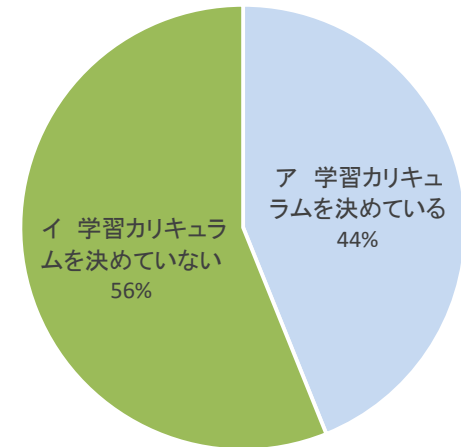
4 活動内容等 ②

◇学習カリキュラムを決めている団体・施設は約44%

◇教科書を使用している団体・施設が約75%、市販の教材を使用している団体・施設は約74%

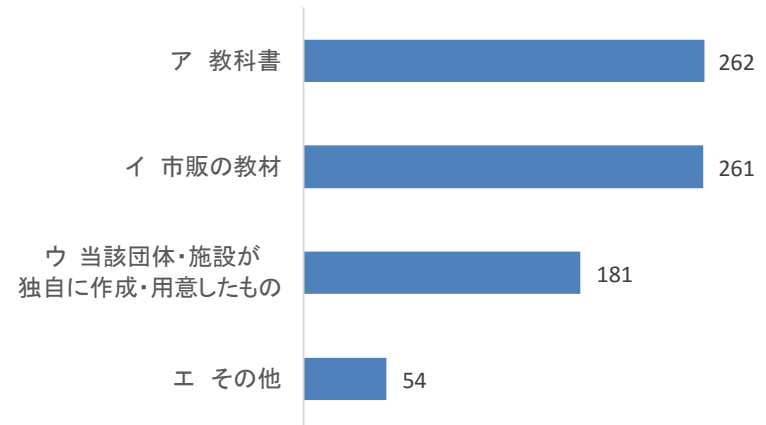
【4-2 学習カリキュラムの有無】

区分	団体・施設数	割合(%)
ア 学習カリキュラムを決めている	154	43.9%
イ 学習カリキュラムを決めていない	197	56.1%
計	351	



【4-3 学習教材】

区分	団体・施設数	使用率(%)(*1)
ア 教科書	262	74.6%
イ 市販の教材	261	74.4%
ウ 当該団体・施設が独自に作成・用意したもの	181	51.6%
エ その他(各学校から配布された学習プリント、ITを活用した学習プログラムコンテンツ等)	54	15.4%



※ 複数回答あり

*1 回答のあった団体・施設数(351箇所)に占める使用団体・施設数の割合

4 活動内容等 ③

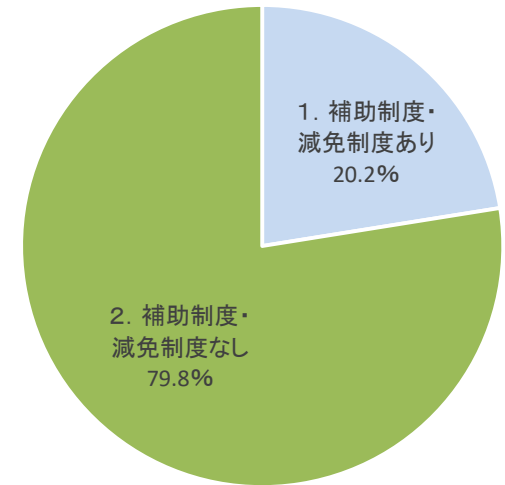
- ◇会費について教育委員会で補助制度を実施しているのは約8%、民間の団体・施設で減免制度があるのは約14%
- ◇約88%の教育委員会等が経済的支援は実施していない。

【4-4 会費の減免等】

(n=351)

区分	回答数	割合(%)
ア 教育委員会等で補助制度がある	27	7.7%
イ 当該民間の団体・施設で減免制度がある	48	13.7%
ウ 補助制度や減免制度はない	280	79.8%

※【4-4 会費(授業料)】において、会費を徴収していると回答した団体・施設を対象に集計
 ※ 複数回答あり

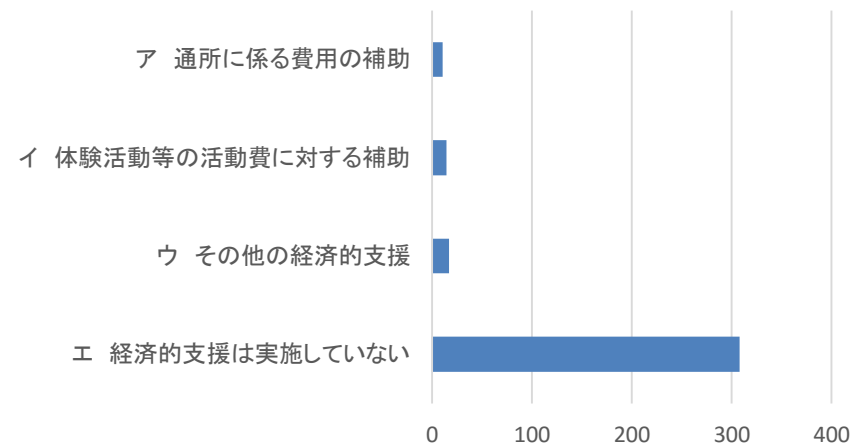


【4-5 その他教育委員会等が行っている経済的支援】

(n=351)

区分	回答数
ア 通所に係る費用の補助	11
イ 体験活動等の活動費に対する補助	22
ウ その他の経済的支援	23
エ 経済的支援は実施していない	309

※ 複数回答あり



5 民間の団体・施設と教育委員会等との連携内容

◇子供たちへの指導等に関する連携内容として最も多いのは「通所の実績や支援の状況等に関して、文書等により定期的な情報共有を行っている」である。(約68%)

◇その他、不登校対策の推進に当たって「教育委員会等が主催する不登校対策推進のための会議に、当該民間施設・団体の職員が参加している」といった連携も多く行われている。(約43%)

【5-1 通っている子供たちへの指導等に関する教育委員会等との連携】

(n=290)

区分	回答数	割合(%)
ア 通所の実績や支援の状況等に関して、文書等により定期的な情報共有を行っている。	198	68.3%
イ 当該民間の施設・団体へ通った場合の学習の評価や指導要録への記載の在り方等について、協議するなどしている。	59	20.3%
ウ 子供たちが在籍する学校や学級で使用しているプリント資料等を、当該民間の施設・団体でも活用している。	110	37.9%
エ 教育委員会等の職員等が定期的に当該民間の施設・団体を訪問して、情報共有を行っている。	124	42.8%
オ 当該民間の施設・団体の職員等が定期的に教育委員会等へ来訪して、情報共有を行っている。	97	33.4%
カ 教育委員会等が主催する不登校児童生徒の支援会議に、当該民間の施設・団体の職員が参加している。	116	40.0%
キ 子供たちの進路指導について、当該民間の施設・団体と協議を行い、連携して実施している。	82	28.3%

【5-2 その他の連携】

(n=290)

区分	回答数	割合(%)
ア 教育委員会等が主催する不登校対策推進のための会議に、当該民間施設・団体の職員が参加している。	125	43.1%
イ 教育委員会等が主催する不登校対策推進のための研修や講演会等の事業に、当該民間施設・団体の職員が参加している。	80	27.6%
ウ 教育委員会等が発行する不登校対策のための資料等に、当該民間の施設・団体の情報を掲載している。	90	31.0%
エ その他		
<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事が、当該民間施設の研修会の講師を務めている。 ・教育支援センターの体験学習の場として連携している。 等 		